

I. 物価高騰等の影響を受ける事業者の支援

1. 中小企業者の収益力強化・早期再生に向け、**事業者の定期的な情報提供（モニタリング）を促進**するため、**経営支援資金（予兆管理枠）を新設**

資金・枠		要件	利率
経営支援資金	予兆管理枠 【新設】 (R10年度末まで)	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で経営・財務データの報告を行う方	1.9%以内 (特別優遇金利)
			保証料率 ※1
			0.23%~0.95%

※1 通常0.45%~1.90%のところ、国の補助により引下げ

2. 中小企業者の賃上げに向けた環境整備を支援するため、生産性向上に資する設備投資等を補助する「**和歌山県中小企業成長促進事業**」の交付決定を受けた方を**成長サポート資金（チャレンジ応援枠）の対象**に追加
3. 中小企業者の経営課題解決を促進するため、金融機関を通じて**よろず支援拠点による経営支援（資金繰り・経営改善）を受けた方を経営支援資金（一般枠）の対象**に追加
4. 小規模事業者の資金繰り支援を一層強化するため、**小企業応援資金（一般枠）における「運転資金」・「設備資金」の区分を撤廃**するとともに、同資金のすべての枠において**運転資金の融資期間を7年から10年に延長**
5. 中小企業者の借換えの支援及び制度の利便性向上のため、**資金繰り安定資金（借換枠）の「原則として融資実行後6か月以上経過している資金に限る」としていた要件を撤廃**

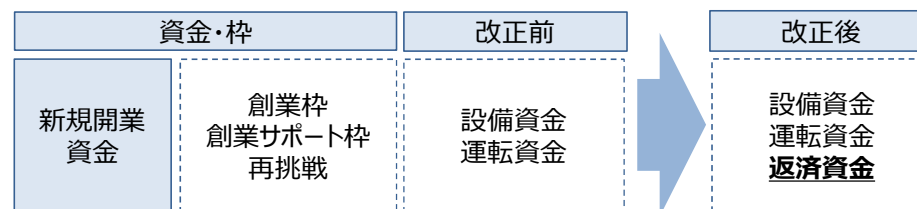
II. 創業に挑戦する方の支援

1. **新規開業資金の利率引下げ**がR8.3末に期限到来するところ、創業しやすい事業環境を引き続き支援するため、**措置期間を3年間（R8~R10）延長**

資金・枠		利率
新規開業資金	創業サポート枠	1.0%以内 (最優遇金利)
	創業枠	1.7%以内 ※2

※2 女性・若者・シニア・UIターン者は、1.5%以内

2. 創業後（5年以内）の事業者の資金繰りを支援を強化するため、**新規開業資金の資金使途に返済資金を追加**



III. 働き方改革等に取り組む事業者の支援

1. 仕事と子育ての両立や、ジェンダー平等に資する取組等を行う中小企業者を支援するため、**えるぼし・くるみん・ユースエール・もにす**の認定を受けた方を**成長サポート資金（人材投資枠）の対象**に追加

【和歌山県総合計画に基づく対応】

資金・枠	要件（拡充）
成長サポート資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」・「プラチナえるぼし」の認定を受けた方 ● 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」・「プラチナくるみん」・「トライくるみん」の認定を受けた方 ● 若者雇用促進法に基づく「ユースエール」の認定を受けた方 ● 障害者雇用促進法に基づく「もにす」の認定を受けた方